

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

SAGA2024 競技ピクトグラム発表会等企画・運営及びPR 業務委託

#### (2) 業務目的

SAGA2024 の開催に向けては、「体育大会からスポーツ大会に変わる、今だからこそできることは何か。」に拘り、前例のない新しい大会を目指している（※1）。こうした新しいチャレンジの大きな取組の一環として、アスリートファーストの視点で新しい大会をイメージした競技ピクトグラム（※2）を作成したり、スポーツだからできるアイデアを2024 個集めてみんなで新しい大会をつくる取組であるプロジェクト IDEA2024（※3）などを行うことで、SAGA2024 のメインメッセージにも掲げる「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」を実現したいと考えている。

また、この SAGA2024 の開催に向けた本県の想いや、ピクトグラム、プロジェクト IDEA2024 などの具体的取組について、メディアを通じた効果的な情報発信を行っていきたいと考えている。

このため、本業務では、競技ピクトグラムの発表会、プロジェクト IDEA2024 審査会の開催及びプレスリリース作成・配信を含む首都圏メディアを中心とした PR 業務を行うこととする。

※1 SAGA2024 に対する佐賀県の想いについては、別添 1 「SAGA2024 ポスター」を参照。

※2 別添 2 「ピクトグラムイメージ」を参照。

※3 プロジェクト IDEA2024 については、別添 3 「プロジェクト IDEA2024 チラシ」を参照。

【SAGA2024 公式 HP】 <https://www.saga2024.com/>

#### (3) 実施概要

実施日：令和3年6月13日（日）

実施場所：SAGA サンライズパーク SAGA スタ（陸上競技場）

佐賀市日の出2丁目1番10号

※雨天時は佐賀県庁新館1階の県民ホールでの実施とする。なお、会場については直近の天気予報等を踏まえて判断を予定している。

※ピクトグラム発表会及びプロジェクト IDEA2024 審査会は同日同一会場にて開催。

実施内容：ピクトグラムの発表会及びプロジェクト IDEA2024 審査会

#### (4) 業務概要

##### ① SAGA2024 競技ピクトグラム発表会及びプロジェクト IDEA2024 審査会企画・運営業務

- PR を意識した発表会及び審査会の企画、運営
- 開催にあたって必要なスポーツ感あふれる会場装飾、会場設営・撤去等
- 会場設営・撤去にあたっての会場側との調整
- 当日運営にあたって必要な司会を含む人員手配
- その他業務遂行にあたって事務局と協議の上、決定した事項

## ②メディアへのPR業務

- プレスリリース作成及び配信
- メディアへのプロモート活動（事前・事後）
- プレスリリースで使用したり、メディアへ提供するためのスチール撮影

## ③ 協議・打合せ等の実施

協議・打合せ等については、業務及びメディアへのアプローチに係る進捗報告（web（リモート）参加可）も含め定期的に行うこととする。

## 2 委託業務期間

契約締結日から令和3年8月31日まで

## 3 成果報告

次のとおり、業務の成果を取りまとめて提出するものとする。

### (1) 完了報告

業務終了後速やかに報告すること。

### (2) 成果品

委託業務報告書 1式

PR関係報告書（リリース配信先及びメディアアプローチ先、メディア露出実績） 1式

### (3) その他

成果品の納入後、内容の変更、不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行い、契約期間終了日までに納入すること。

## 5 その他

### (1) 個人情報保護及び情報セキュリティ

委託契約については、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付ける。

- ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供の禁止
- ② 受託業務目的以外の利用の禁止
- ③ 受託目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
- ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

### (2) 再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、一部業務について再委託を行う場合は、事前に事務局の承認を得ること。

### (3) 権利の帰属等

- ① 本委託業務を実施するに当たり、第三者（事務局及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる

場合は著作権処理等を行うこと。

- ② 受託者が本委託業務において作成される成果品に関する一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は事務局に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。
- ③ 受託者は、事務局に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、事務局より請求があったときは速やかに事務局の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

#### （4）その他

- ① 本委託業務は、必要に応じて、事務局、SAGA2024プロジェクトアドバイザー及びSAGA2024総括デザイナーと協議を行い、進めていくものとする。
- ② 本委託業務仕様書に定めていない事項については、事務局と協議するものとする。
- ③ 事務局が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しない。
- ④ 本委託業務仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本委託業務仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- ⑤ 打合せ等にかかった交通費等の費用は委託料の中に含まれるものとする。